

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その74)

厚生年金保険料 (第2号被保険者) について

Q

厚生年金の保険料は、どのようなしくみになっているのでしょうか？
毎月、標準報酬月額に基づいた保険料が差し引かれますが、定時決定における標準報酬月額はどのように決定されるのでしょうか？ 私の場合、4月・5月は残業手当があり、給与月額は24万円でしたが、現在の給与月額は18万円です。

A

厚生年金は標準報酬月額（報酬月額を30等級に区分、上限62万円）と標準賞与額（1,000円未満切捨て、上限150万円）に15.704%（平成22年8月分まで）の保険料率をかけた額を厚生年金保険料として納めます。保険料は本人と事業主とが半分ずつ負担します。
標準報酬月額は、7月1日現在の被保険者を対象として定時決定で確定し、その年の9月分から控除されます。定時決定における標準報酬月額は、その年の4月～6月の給与の平均額に基づいて算定されます（下図参照）。
厚生年金保険料率は段階的に引き上げられ、平成29年9月からは18.3%に固定されます。

◆ 厚生年金保険料のしくみ ◆

★保険料の本人負担は50%

月々の標準報酬月額（報酬月額を30等級に区分）と標準賞与額（支払賞与を1000円未満切捨て）に保険料率（15.704%）を乗じて得た額を本人と事業主が半分ずつ負担しています。

標準報酬月額 × 保険料率（本人負担50%） = 毎月の給与から天引き（翌月に控除）

* 標準報酬月額：給与を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定（1～30等級：上限62万円）。

標準賞与額 × 保険料率（本人負担50%） = 賞与から天引き（支給時に控除）

* 標準賞与額：税引き前の賞与の額から1千円未満の端数を切り捨てたもの（上限：150万円）。

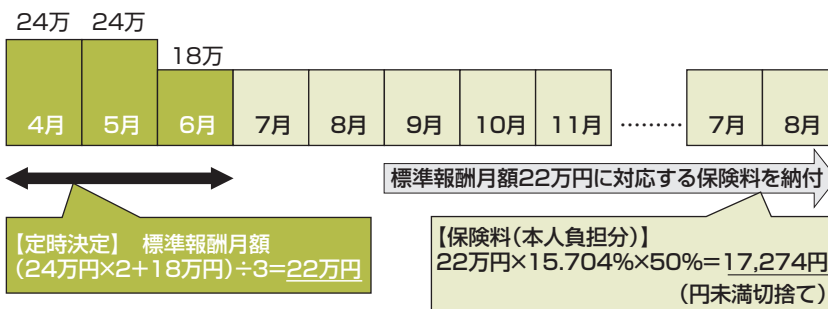
国に納める保険料

本人負担
(50%)

会社負担
(50%)

★標準報酬月額の定時決定

毎年7月1日現在の被保険者全員を対象として、その年の4月～6月の3ヵ月間に受け取った給与（残業手当、交通費等含める）の平均額に基づいて新しい標準報酬月額を決め、その年の9月分から翌年の8月分までの1年間適用されます。



【厚生年金保険 標準報酬月額一覧表】

等級	標準報酬月額	報酬の範囲 円以上 円未満
1	98,000	～101,000
2	104,000	101,000～107,000
3	110,000	107,000～114,000
⋮	(省略)	
13	200,000	195,000～210,000
14	220,000	210,000～230,000
15	240,000	230,000～250,000
⋮	(省略)	
29	590,000	575,000～605,000
30	620,000	605,000～

★保険料率の改定について

厚生年金保険料は段階的に引き上げられてきましたが、平成12年の年金改正より、景気動向への配慮から、引き上げが凍結されてきました。

平成16年の年金改正により、凍結が解除され、平成16年10月から、厚生年金保険料率は段階的に引き上げられています。

平成29年9月からは、18.3%に固定されます。

年 月	保険料率(%)
平成21年9月～平成22年8月	15.704
平成22年9月～平成23年8月	16.058
平成23年9月～平成24年8月	16.412
平成24年9月～平成25年8月	16.766
平成25年9月～平成26年8月	17.120
平成26年9月～平成27年8月	17.474
平成27年9月～平成28年8月	17.828
平成28年9月～平成29年8月	18.182
平成29年9月～	18.300



* 今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakahoken_well@toyobo.jp までメールしてください。